充実した老後のために……
中央高齢者教室のご案内

高齢化社会が確実に近づいている現在、老後の生きがいをどうつくるかが、大きな社会問題になろうとしています。

教育委員会では、このような時代の要請にこたえるため、お年寄りが生きがいを求めて学習する場を設けています。

五十八年度の中央高齢者教室は六月から来年二月まで毎月一回開講します。学習内容は時事問題や健康問題などの一般的な教養、高齢者が家庭や地域で果たすべき役割、年二回の移動学習（県内の史跡めぐり）などです。講師はその道の第一人者を予定しています。

申し込みは次のように……

◪**受講資格**・久礼田、瓶岩、三和、前浜地区を除く六十五歳以上で市内在住のかた。

◪**募集期間**・四月二十五日から定員（二百五十名）に達するまで。なお、今まで受講されていたかたも必ず申し込んでください。

◪**応募方法**・ハガキに「中央高齢者教室参加申し込み」と書いて①氏名②住所③電話番号④性別⑤生年月日を記入して、南国市教育委員会社会教育課（南国市大埇甲二三〇一）まで。

◪**受講料**・通信費、資料代として千円を六月の開講日に集めます。

【社会教育課】

田村遺跡を見学する学級生

転作の申請は 4月末までに

五十八年度の稲作転換については過日、農家のみなさんのご協力により、第一次の面接を終ることができました。

その結果、市全体の転作面積が一七〇㌶の不足となっています。

本市は、一、七九二㌶の転作面積を達成しなければ、計画加算金や連担団地加算金などがもらえなくなり、転作への協力も不利な結果となります。

転作を希望するかたで、まだ申請をしていないかたは、四月末までに産業経済課農政係まで印鑑を持参の上、転作の申請手続きにおいでください。

確定申告が間違っていたときは

昭和五十七年分所得税の確定申告の期限内の受付は、三月十五日で終わりました。

しかし、計算違いなど申告内容に間違いがあることに気づいた人は、次のような方法で訂正することができます。また、確定申告をしなければならない人で、申告書の提出を忘れている人は、今からでもすぐに確定申告をしてください。

①税額を少なく申告していたときは「修正申告」を

確定申告をした後で、納めた税金が少なかったり、還付を受けた税金が多かったことに気づいたときは、正しい金額にするために、「修正申告」をしてください。

②税額を多く申告していたときは「更正の請求」を

確定申告をした後で、税金を納め過ぎていたり、還付を受けた税金が少なかったことに気づいたときは、正しい金額にするために「更正の請求」をすることができます。なお、この「更正の請求」ができる期間は、申告期限から一年間です。

「修正申告」、「更正の請求」をする場合の用紙は税務署に用意してあります。

【南国税務署】

市民囲碁大会に参加を

◪**参加資格**・南国市民及び市内に勤務するかた。

◪**日時**

五月一日（日）

B級戦＝一級～三級までのかた

C級戦＝四級以下のかた

五月三日（火）

A級戦＝有段者

◪**場所**・南国囲碁クラブ（後免東町ショッピングセンター前トラヤビル三階）

◪**参加費**・千円（当日納入）

詳しくは、南国囲碁クラブ（☎④3867）までどうぞ。

高齢障害福祉医療費制度
―老人医療費の一部負担金を補助―

☆どのような制度か―

○今年二月一日発足の老人保健法の施行に伴い、四月一日から新しくできた制度です。

○この制度の対象者のかたには、老人医療費の一部負担金（一ヵ月四百円、入院時一日三百円）を補助します。

☆対象者となるかたは―

○身体障害者手帳一級、二級または療育手帳A度の認定を受けているかたで、老人保健法の医療受給者証の交付を受けている六十五歳以上のかた。

☆手続きの方法は―

○対象となるかたは、①印鑑②身体障害者手帳（一級、二級）または療育手帳③医療受給者証④加入医療保険証、を持参の上、四月末日までに市民課給付係（☎③2111内線132）までおいでください。

※くわしいことのおたずねも同課担当まで。

障害者の―― 軽自動者税などが減免

身体障害者が使用する自動車や身体障害者・精神薄弱者と生計を一つにするかたが使用する自動車について、軽自動車税、自動車税、自動車取得税が減免されます。ただし、障害者のかた一人につき一台に限ります。また、障害の区分や程度によっていろいろ制約がありますので、係で十分確めてください。

くわしいことは、軽自動車税（二輪や軽四）については――税務課軽自動車税係まで、自動車税・自動車取得税については――県税事務所までお問い合わせください。

【税務課】

今月の納税――

軽自動車税――納期限は4月30日㈮です。

納税通知書は領収書兼納税証明書となりますので、納税後は大切に保管し、車検の際に使用してください。

行政相談委員に 浜田一雄さん

住民の声を反映し、親切で能率的な行政を進めよう―と、国では行政相談制度を設けています。そしてこのほど、市内では浜田一雄さん（前浜四二七　☎⑤1263）が、この行政相談委員に決まりました。

役所の仕事について、苦情や要望などありましたら、秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

計量器の定期検査

五十八年度の「計量器定期検査」を、右表の日程で行います。

該当者は、最寄りの場所で必ず検査を受けてください。

【産業経済課】

計量器の定期検査日程表

月日	検査場所	受付時間
5/6	後免町公民館	10:00～3:00
17	三和農協浜改田支所	10:00～11:30
	日章地区公民館	1:00～3:00
18	市役所十市支所	10:00～11:30
	稲生地区公民館	1:30～3:00
19	長岡農協	10:00～11:30
	岡豊地区公民館	1:30～3:00
20	市農協久礼田園芸部	10:00～11:30
	〃　奈路出張所	1:00～1:30
	〃　上倉支所	2:30～3:30
21	〃　大篠支所	9:30～11:30

技能検定試験
申し込みは4月15日～26日

技能検定は、技能者の技能の向上と、その社会的経済的地位を高めることを目的に行われる国家検定制度です。

◪**検定職種**

園芸装飾、造園、機械加工、板金、紳士、婦人服製造、家具、建具製造、印刷、石工、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、表装、塗装、広告美術仕上げ、写真、フラワー装飾など。

◪**受付期間**・四月十五日㈮～二十六日㈫まで。

なお、詳しいことのお尋ねは、高知県職業能力開発協会（☎0888㈭0165）まで、お問い合わせください。